平成２７年（フ）第１０３９号
さいたま市桜区田島８丁目15番11―404号、旧住所さいたま市桜区新開１丁目４番30号ぺあはうす201号
債務者　岩元　利香
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
埼玉県志木市上宗岡３丁目11番15号　プリムローズ・クリークⅡ　201号
債務者　田中　信二
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８１号
埼玉県朝霞市栄町１丁目１番17号
債務者　湯本　芳子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
さいたま市見沼区大字小深作761番地４　コーポ七里　202号室
債務者　櫛田　　卓
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
さいたま市岩槻区本丸３丁目８番８号
債務者　佐々木昭和
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
埼玉県新座市大和田１丁目14番１号
債務者　中森香代子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
埼玉県吉川市高久１丁目38番地９
債務者　阿部　剛久
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
埼玉県越谷市赤山町３丁目187番地１　スターハイツ101号
債務者　西村　　豊
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
埼玉県越谷市赤山町３丁目187番地１　スターハイツ101号
債務者　西村香代子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
埼玉県春日部市豊野町１丁目31番地37
債務者　滝沢　正和
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６８０号
埼玉県入間郡毛呂山町若山１丁目33番地12　グリーンキャピタル若山101号
債務者　園田　敏郎
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘１丁目８番２―103号　エマーユウチノ
債務者　栗原まゆみ
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１２号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番５―505号　新鶴団地
債務者　横田　明美
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３６号
埼玉県入間郡毛呂山町若山１丁目33番地12　グリーンキャピタル若山101号
債務者　園田利恵子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７４号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　２街区19棟503号
債務者　倉沢　克也
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５号
松江市八幡町22番地８
債務者　松浦三保子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８号
福島県河沼郡湯川村大字湊字奈良町丙42番地
債務者　杉山　理香（旧姓星）
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで福島地方裁判所会津若松支部破産係